

京都市上下水道局告示第24号

下水道法第9条第1項の規定に基づき、公共下水道の供用を次のように開始することを告示します。

関係図書は、京都市上下水道局において一般の縦覧に供します。

平成21年8月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 下水を排除すべき区域

左京区岩倉幡枝町の一部

2 供用開始の日

平成21年8月14日

3 排水施設の位置

左京区岩倉幡枝町の一部

4 排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置及び名称

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1番地

鳥羽水環境保全センター

(上下水道局下水道部管理課)